

令和5年度 成年後見制度利用促進・体制整備研修会

所沢市福祉部地域福祉センター
所沢市成年後見センター（社会福祉法人所沢市社会福祉協議会）

○本日の内容

- 1 中核機関設置までの流れについて
- 2 中核機関としての取組み

1 中核機関設置までの流れについて

○所沢市の現況

面積：72.11km²

人口：343,529人

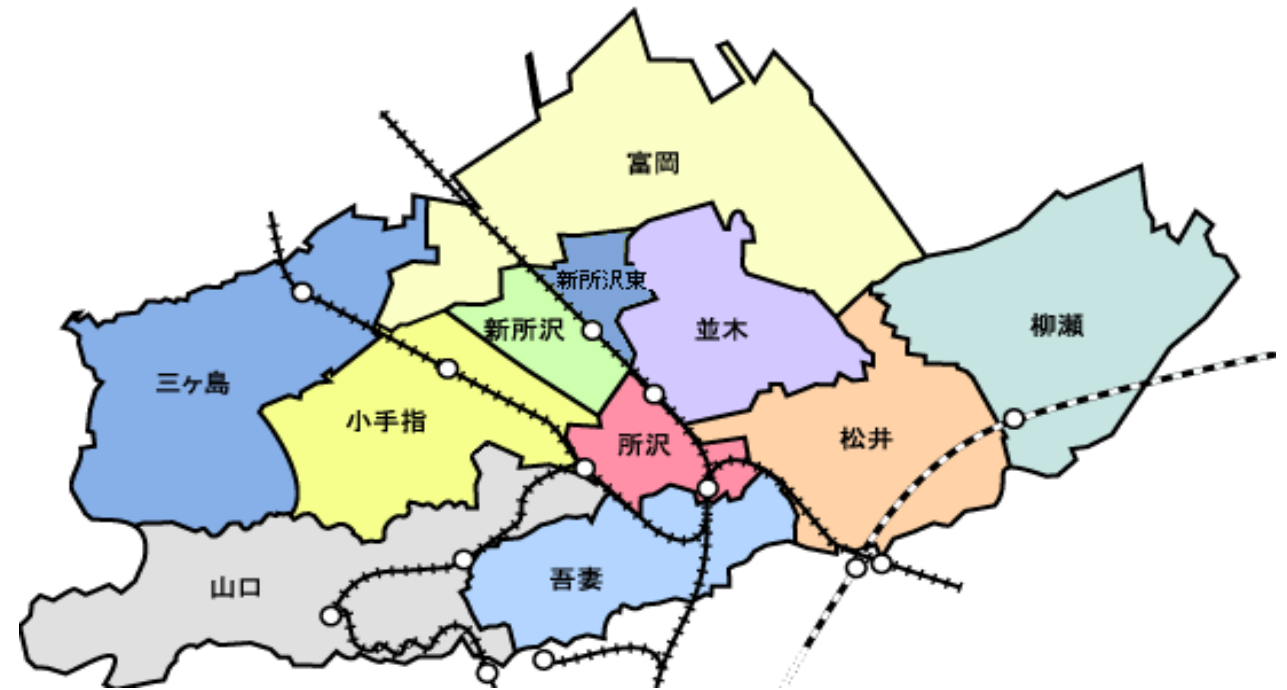
高齢者人口：94,707人

高齢化率：27.57%

1号要介護等認定率：18.4%

療育手帳所持者数：2,634人

精神保健福祉手帳所持者数：4,431人（R5.11月末時点）



※精神保健福祉手帳所持者数以外はR5.12月末時点

○所沢市子どもと福祉の未来館

…平成29年1月に開館。地域福祉の拠点施設として福祉部地域福祉センター、子ども未来部子ども支援センター、所沢市社会福祉協議会が置かれ、これらが連携しながら地域福祉の推進を図っている。



3F 1F 地域福祉センター

地域福祉センターは、地域で暮らす人々がお互いに交流し、地域で支え合っていくことができるよう、所沢市地域福祉計画等に基づき、地域福祉を推進します。

地域福祉の推進

- 地域福祉のネットワーク支援
地域福祉に関わる組織・団体などのネットワークの構築と、その連携を活かした地域福祉の推進を図ります。
- 人材育成
地域福祉を担う人材の育成や発掘を行います。
- 生活困窮者自立支援（1F 福祉の相談窓口で実施）
地域における生活困窮者を把握し、訪問等による相談支援を行います。
- 障害者基幹相談支援（1F 福祉の相談窓口で実施）
地域における障害者相談の中心として、相談対応のほか、地域における相談支援事業所との連携も行います。
- コミュニケーション支援（1F 福祉の相談窓口で実施）
手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、その担い手の養成講座などを行います。

地域福祉活動の支援

- 情報発信・提供
福祉に関するサービス、制度や地域福祉活動等について、拠点の特性を活かし情報の収集と発信・提供を行います。
- ボランティア活動支援
ボランティア団体に活動の場を提供するとともに、各団体と連携しながら地域の方のボランティア活動への参加を促します。
- 世代間交流の促進
世代間交流広場を活用して、普及びなどを取り入れた事業を行います。
- 健康の増進
スポーツやレクリエーションを楽しみながら、地域の方の健康増進が図られるよう取り組みます。



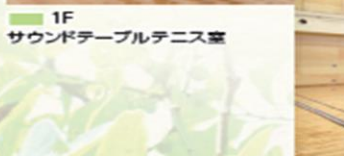
1F/世代間交流広場



1F
サウンドテーブルテニス室



1F/ボランティア活動室(1号~3号)



1F/体育館



2F こども支援センターは、次ページでご案内します



1F 福祉の相談窓口

☎04-2941-6366(平日 9:00~18:00)

福祉に関するさまざまな相談に対して、一元的な対応やコーディネートを行います。

生活自立相談

福祉に関するさまざまな課題を抱える相談者に対して、関係機関との調整を行いながら、自立に向けた支援を行います。

権利擁護相談

判断能力に不安のある方やその家族等に対し、成年後見を中心とした権利擁護に関する申請などの相談から支援まで一体的に対応します。

障害者相談

障害者やその家族などのさまざまな相談に応じ、相談支援事業所などの関係機関と連携しながら、必要な情報の提供や助言、福祉サービス利用の支援を行います。

障害者就労相談

障害者の就労へ向けての相談や一般就労を促進するための支援を行い、障害者の職業的および社会的自立の促進を図ります。

その他

二つや引きこもる若者の相談など、各種相談事業を定期的に開催します。

貸出施設のご案内

☎04-2922-2116(9:00~21:00)

地域福祉の推進に資する活動を行う団体等に対して、活動場所として施設の一部を貸し出します。

利用時間	使用料(一区分2時間あたり)
第1区分 9:00~11:00	1F/サウンドテーブルテニス室 150円
第2区分 11:00~13:00	1F/ボランティア活動室(1号-2号) 各150円
第3区分 13:00~15:00	1F/多目的室(1号-2号) 各300円
第4区分 15:00~17:00	3F/多目的室(3号-4号) 各300円
第5区分 17:00~19:00	1F/体育館 利用種別 全面 900円
第6区分 19:00~21:00	2分の1 450円 3分の1 300円 9分の1 100円

※事業の内容によって使用料を減免する制度もあります。

3F 所沢市社会福祉協議会

☎04-2926-8202(平日 8:30~17:15)

所沢市社会福祉協議会は、社会福祉法109条に規定された「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」で、市民が地域の生活課題を自らの課題ととらえ、共に行動することができる「ふくしのまちづくり」の中心的な役割を果たしている非営利の民間組織です。



1F/福祉の相談窓口

○中核機関設置までの流れ

時 期	概 要
令和元年度～令和2年度	第3次所沢市地域福祉計画・所沢市成年後見制度利用促進基本計画策定。
令和3年4月	地域福祉センター、所沢社協で中核機関設置について検討開始（委託を想定）
令和3年7月	令和3年度第1回所沢市成年後見制度推進検討委員会（※）で中核機関で担う機能、役割分担を協議
令和3年8～10月	地域福祉センターと所沢社協で委託内容の再検討
令和3年11月	令和3年度第2回所沢市成年後見制度推進検討委員会において、中核機関の設置形態は、 直営＋委託 とすることとし、 市は主に県、国との調整・連絡等を担い、委託先は現場での相談支援業務等 を担うこととした。
令和4年6月1日	所沢市成年後見センター事業実施要綱を制定し、中核機関の実働（委託）部分を担う機関として所沢市成年後見センターを設置。
令和4年7月～	社協広報誌「ちゃお」7月号、所沢社協ホームページに所沢市成年後見センター設置について掲載。リーフレットを作成。

※所沢市成年後見制度推進検討委員会

…成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第2項で規定される審議会に該当し、市計画の進捗管理等を行っている。行政、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、学識経験者、福祉関係者、民間団体で構成されており、年に2～3回程度会議を開催。

○中核機関設置にあたってどのような点で苦労したか？

- ・ 中核機関の設置形態の検討
…所沢社協との当初の協議では「委託」を想定していたが、「委託先に丸投げになってしまうのではないか」「市と現場の（心理的な）距離があると課題等を適切に市の施策に反映できないのではないか」等の意見があり、中核機関の設置形態の検討に時間を要した。
- ・ スケジュール感も含めた「中核機関として取り組むべきこと」の整理
…関係課や地域包括支援センターとの調整に時間を要した。

○中核機関設置にあたってどのようなことに注意したか？

- ・ 役割分担の明確化
…中核機関を「直営（市地域福祉センター）+委託（所沢社協）」という形態で運営するにあたり、「中核機関として取り組むべきこと」についてお互いの役割分担を明確にした。
- ・ 業務のボリューム、スケジュールの検討
…人員・体制等の観点からどの程度の質・量で業務を行えるのか、ということについて所沢社協と綿密にすり合わせた。

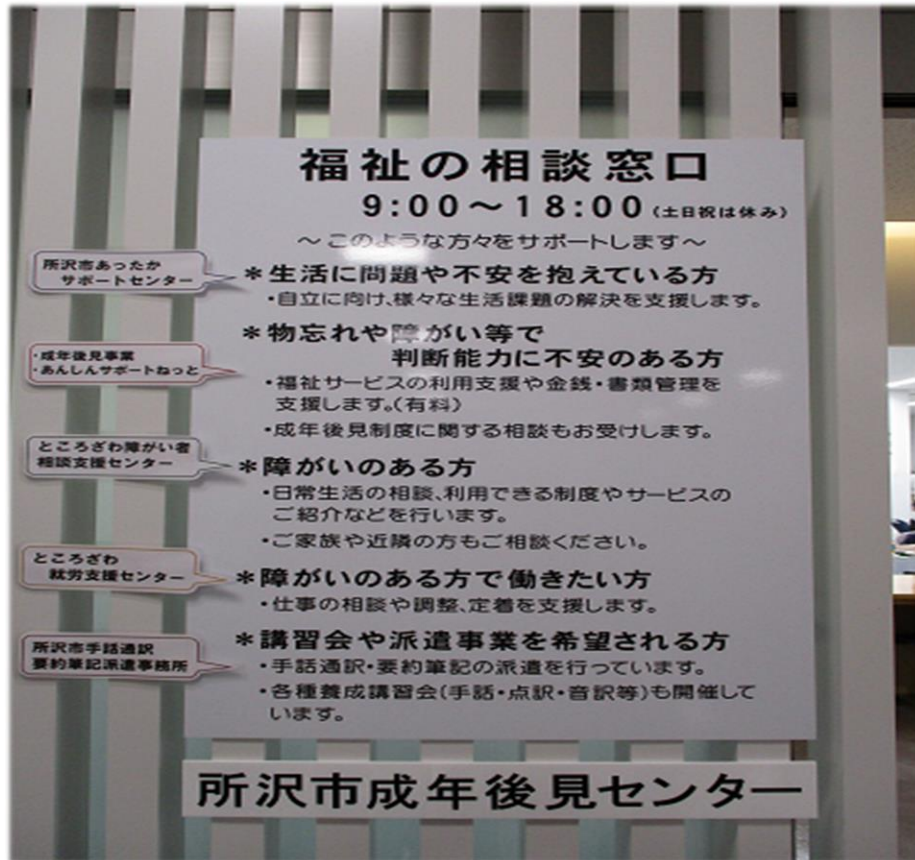
1 中核機関設置までの流れについて



© 所沢市

○中核機関設置当初（R4年度時点）の役割分担

中核機関として行う業務	現状	実施形態	中核機関設置後
(1) 成年後見制度に関する広報・普及啓発に関する業務（広報機能）			
①成年後見制度の周知啓発の実施	○	直営・委託	R4拡充
②成年後見制度の啓発講演会の実施	○	委託	継続
③成年後見制度の理解促進にかかる出前講座の実施	○	直営・委託	R4拡充
④実務者を対象とした制度の研修会の実施	○	委託	継続
(2) 成年後見制度に関する相談業務（相談機能）			
①成年後見制度の利用に関する相談	○	直営・委託	R4拡充
②専門職による成年後見制度に関する無料相談の実施	○	委託	継続
(3) 成年後見制度利用の促進に関する業務（成年後見制度利用促進機能）			
①法人後見推進のための法人後見実施団体による意見交換会	○	委託	継続
②市民後見人養成講座	△	委託	R5
③市民後見人候補者の名簿管理及び支援	○	委託	継続
④市民後見人候補者の法人後見支援員としての活用支援	○	委託	継続
⑤受任者調整	—	未定	R7以降
(4) 後見人等への支援に関する業務（後見人支援機能）			
①後見人等情報交換会の実施	○	委託	継続
②地域連携ネットワーク協議会（※1）の整備・運営	—	直営・委託	R4以降
(5) その他			
①中核機関の運営に関する業務	—	直営・委託	R4以降



○所沢市成年後見センター (R4.6.1～)

(所沢市こどもと福祉の未来館1階 福祉の相談窓口内)

【主な業務】

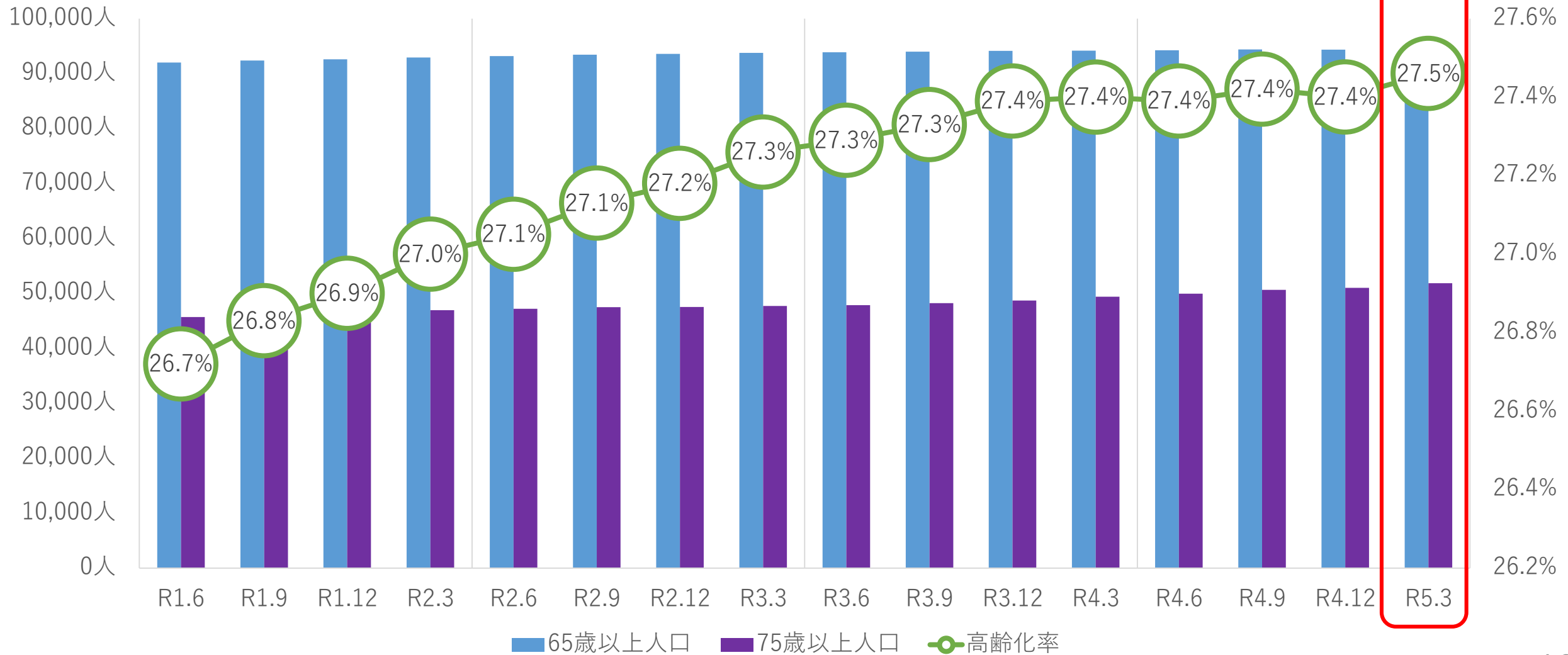
- (1) 成年後見制度に関する広報・普及啓発に関する業務
 - ・講演会、出前講座等の実施
 - ・実務者を対象とした研修会の実施…等
- (2) 成年後見制度に関する相談業務
 - ・各種相談の受付
 - ・専門職による無料相談の実施…等
- (3) 成年後見制度利用の促進に関する業務
 - ・法人後見実施団体への支援
 - ・市民後見人候補者への支援…等
- (4) 後見人等への支援に関する業務
 - ・後見人等情報交換会の実施
 - ・地域連携ネットワークの整備→強化…等

2 中核機関としての取組み



○所沢市の状況①

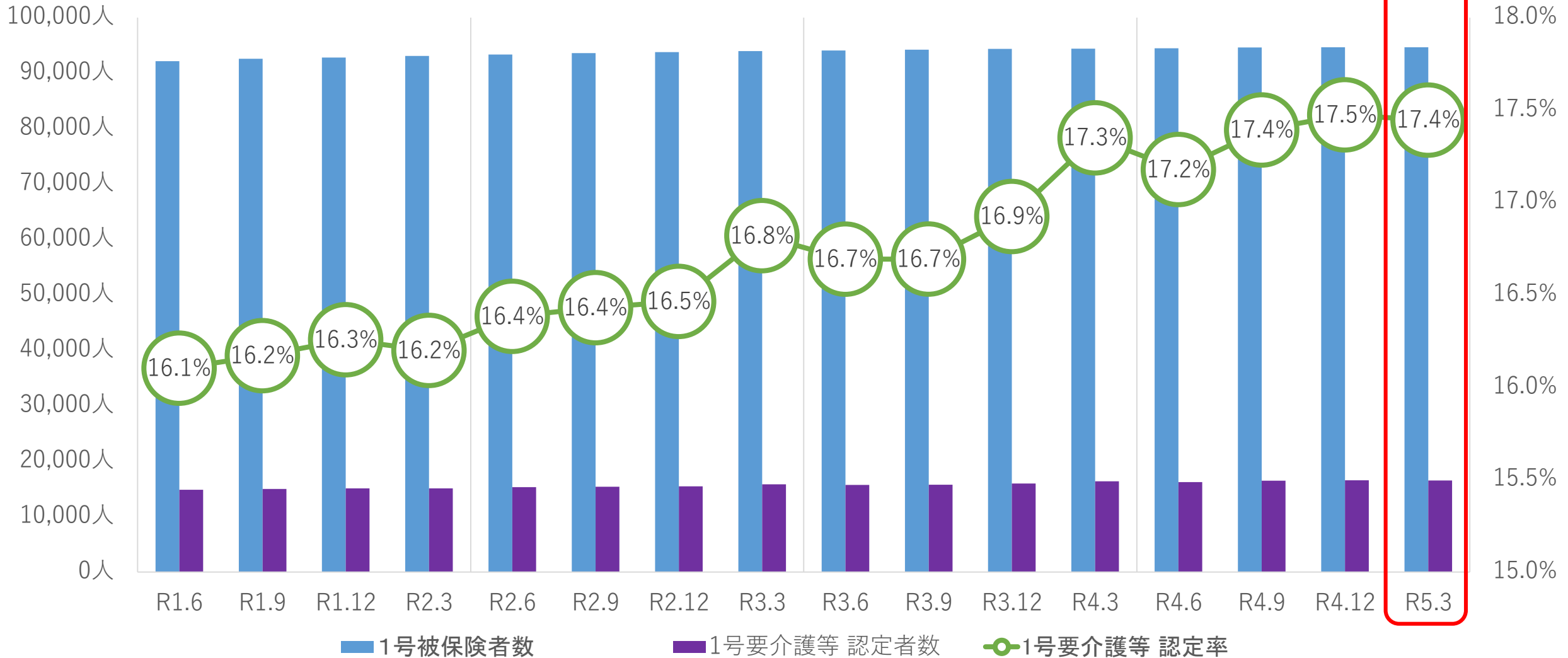
高齢者人口等推移 (R1～R4年度)





○所沢市の状況②

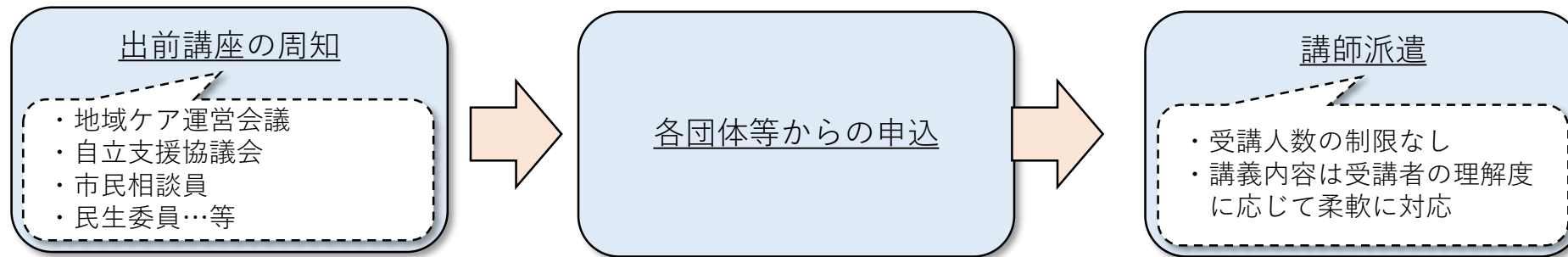
1号被保険者要介護等認定率等推移 (R1～R4年度)
(65歳以上の高齢者)



○現在（R5年度時点）の役割分担

中核機関として行う業務	現状	実施形態
（1）成年後見制度に関する広報・普及啓発に関する業務（広報機能）		
①成年後見制度の周知啓発の実施	○	直営・委託
②成年後見制度の啓発講演会の実施	○	直営・委託
③成年後見制度の理解促進にかかる出前講座の実施	○	委託
④実務者を対象とした制度の研修会の実施	○	直営・委託
（2）成年後見制度に関する相談業務（相談機能）		
①成年後見制度の利用に関する相談	○	委託
②専門職による成年後見制度に関する無料相談の実施	○	委託
（3）成年後見制度利用の促進に関する業務（成年後見制度利用促進機能）		
①法人後見推進のための法人後見実施団体による意見交換会	○	委託
②市民後見人養成講座	—	未定
③市民後見人候補者の名簿管理及び支援	○	委託
④市民後見人候補者の法人後見支援員としての活用支援	○	委託
⑤受任者調整	—	未定
（4）後見人等への支援に関する業務（後見人支援機能）		
①後見人等情報交換会の実施	○	委託
②地域連携ネットワーク協議会の運営	—	未定
（5）その他		
①中核機関の運営に関する業務	○	直営・委託

○中核機関としての取組み①【出前講座】

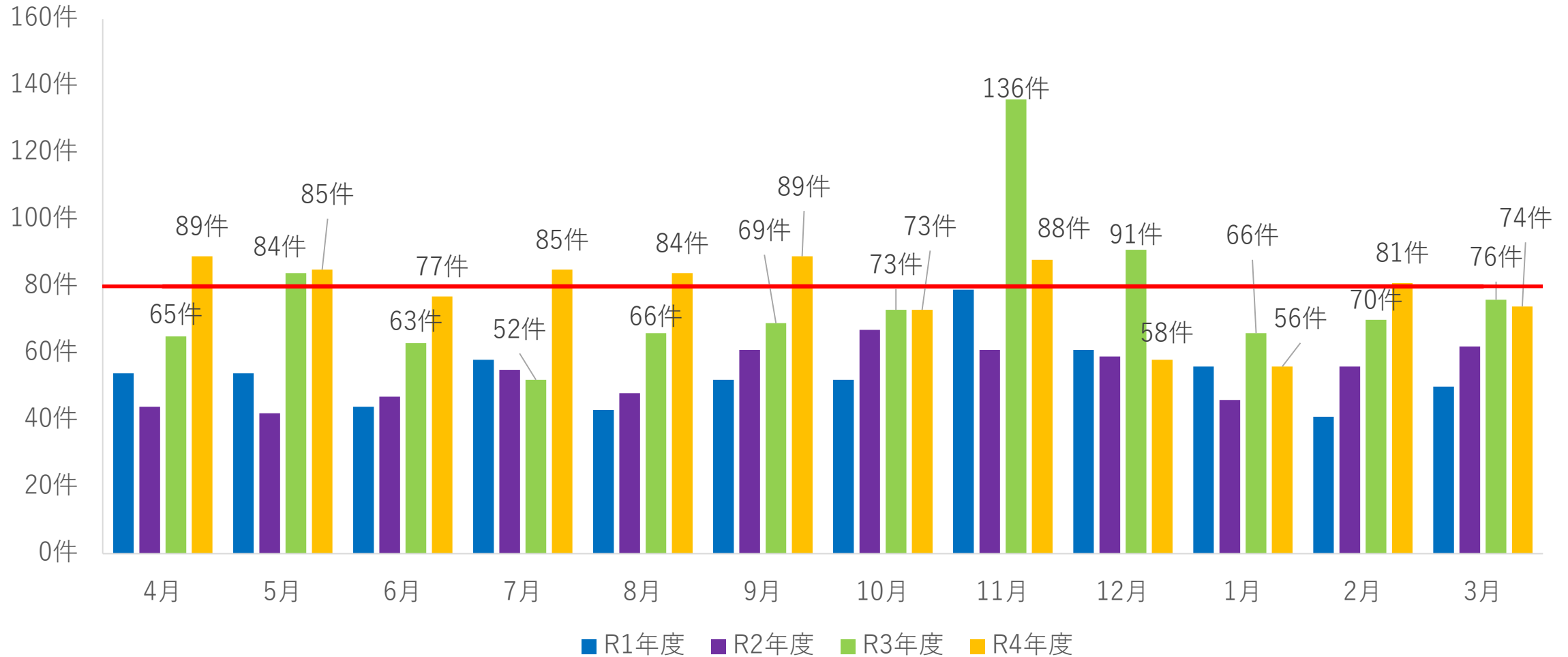


【R4年度実績】

No.	日付	タイトル	対象者	受講者数
①	R4.6.3 (金)	分かりやすい「成年後見制度」	学生	41名
②	R4.6.16 (木)	成年後見制度について	団体	11名
③	R4.6.20 (月)	成年後見制度について	関係機関	6名
④	R4.8.26 (金)	成年後見ミニ講座	市民	16名
⑤	R4.8.30 (火)	成年後見ミニ講座	市民	19名
⑥	R4.10.22 (土)	いざというときのための「成年後見制度」	市民	47名
⑦	R4.10.24 (月)	分かりやすい「成年後見制度」	福祉関係者	37名
⑧	R4.11.2 (水)	成年後見制度と中核機関	福祉関係者	3名
⑨	R4.11.9 (水)	成年後見制度と中核機関	福祉関係者	5名
⑩	R4.11.18 (金)	成年後見制度と中核機関	福祉関係者	10名
⑪	R4.11.24 (木)	分かりやすい「成年後見制度」	福祉関係者	10名
⑫	R5.2.21 (火)	分かりやすい「成年後見制度」	福祉関係者	10名
合計				215名

○中核機関としての取組み②【相談支援】

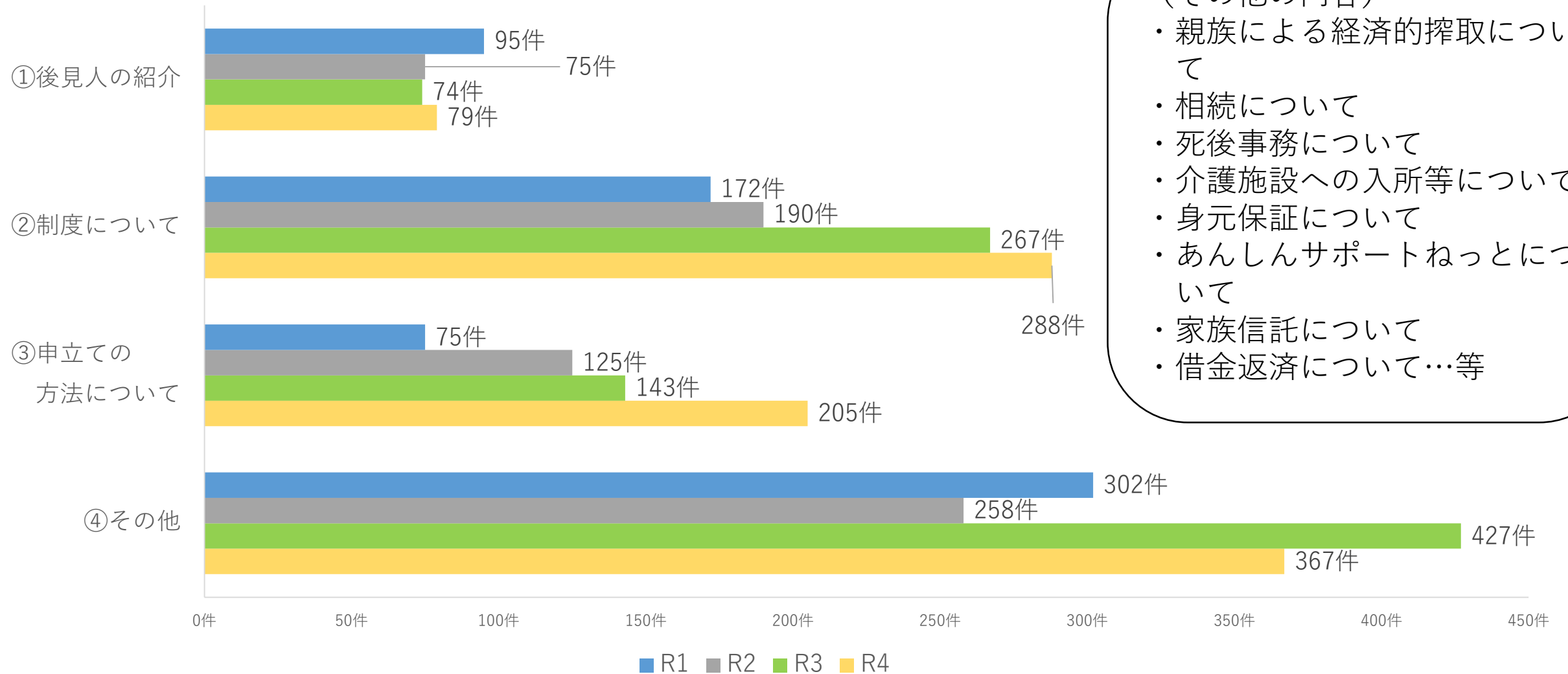
成年後見に関する月別相談件数の推移（R1～R4年度）





○中核機関としての取組み②【相談支援】

相談内容別件数の推移（R1～R4年度）



(その他の内容)

- ・親族による経済的搾取について
- ・相続について
- ・死後事務について
- ・介護施設への入所等について
- ・身元保証について
- ・あんしんサポートねっとについて
- ・家族信託について
- ・借金返済について…等



○中核機関としての取組み②【相談支援】

成年後見に関する相談は、まずは「身近な相談窓口」へ
・成年後見制度って？ ・後見人をつけるよう勧められた ・どんな時に必要なの？

成年後見制度に関する相談体制（イメージ）

「身近な相談窓口」

高齢者

障害者

精神障害者

制度全般

地域包括支援センター
(市内14ヵ所)
高齢者支援課 (※)

基幹相談センター
相談支援事業所
障害福祉課 (※)

保健センター
こころの健康支援室 (※)

市民相談課(専門職相談)
地域福祉センター
又は
所沢市成年後見センター

身近な相談窓口での解決が難しい場合は・・・

所沢市成年後見センター(中核機関)
(こどもと福祉の未来館1階・福祉の相談窓口)

こんな相談は「所沢市成年後見センター」で！ 相談窓口担当者からの相談もお気軽に

- ・ 専門性のある相談（法律的な助言が必要なケース）
- ・ 対象者（世帯）に複合的な課題があるケース
- ・ 成年後見制度によらない権利擁護支援について
- ・ 後見人候補者についての相談
- ・ 申立て書類の作成に関する相談
- ・ 各種講演会、相談会等の情報
- ・ 後見人受任後の相談（後見業務の実施、報告書類の作成等）
- ・ 任意後見制度について 等

※市長申立担当課

○中核機関としての取組み②【相談支援】

令和5年度成年後見・権利擁護あんしん相談

**あなたの町の弁護士が
成年後見制度に関する疑問・質問に
わかりやすくお答えします**

- ・認知症になった母の財産管理はどうしたら良いか
- ・障がいのある子どもの将来が心配…
- ・自身の老後を安心して過ごすために何が必要か
- ・父が入所したので、自宅を売って利用料にあてたい など

相談
無料

日時
毎月第4木曜日
午前9時30分～正午
ご確認ください

- ・事前予約制、先着順です。
- ・面談の時間は原則1組30分以内です。
- ・本会の職員も同席します。
- ・祝日の場合は日程を変更して実施します。

対象者
所沢市民及びその家族
福祉関係者(ケアマネジャー、民生委員など)
後見業務を行っている方など

**はなみずき法律事務所
近藤 宏一 弁護士**

平成26年度よりあんしん相談を担当している近藤弁護士は、所沢市で生まれ、現在所沢市小手指町に事務所を置いています。同じ「まち」に住む弁護士が、法律の観点から相談に応じます。まずはお悩みをご相談ください。

【主な経歴等】

- ・平成24年～ 所沢市役所相談員
- ・平成26年～ 所沢市成年後見制度推進検討委員会
- ・平成27年～ 二市一町高齢者虐待ネットワーク 委員
- ・平成27年～ 所沢市情報公開・個人情報保護協議会 委員
- ・平成29年～ 埼玉県非常勤職員(児童福祉)

会場
所沢市泉町 1861-1
子どもと福祉の未来館 1階福祉の相談窓口内

【お問合せ先】
社会福祉法人所沢市社会福祉協議会 所沢市成年後見センター
〒359-1112 所沢市泉町 1861-1 所沢市子どもと福祉の未来館 1階 福祉の相談窓口
電話：04-2929-1711 FAX：04-2923-4780
*当センターは所沢市から委託を受け、所沢市社会福祉協議会が運営しています。

成年後見・権利擁護あんしん相談

(所沢市子どもと福祉の未来館1階 福祉の相談窓口内)

【開催概要】

- ・弁護士による無料相談（予約制）
- ・毎月第4木曜日開催
（1枠あたり30分で4枠）
- ・成年後見制度等権利擁護に関する相談に対応

【相談内容】

- ・成年後見制度について
- ・被後見人の相続手続きについて
- ・認知症高齢者の債務について
- ・後見人になる方法について…等

【対象者】

- ・所沢市民及びその親族等、福祉関係者等

【R4年度実績】

- ・39件

○中核機関としての取組み③【担い手の支援】



市民後見人候補者へのフォローアップ

- ・ R5.4月時点で9名市民後見人候補者名簿登録
- ・ うち6名が所沢社協の法人後見支援員、あんさぼ支援員に委嘱
- ・ R4.1月に所沢社協→法人後見支援員へのリレー方式で市民後見人に1名選任（所沢社協が後見監督人）
- ・ 市民後見人並びに市民後見人候補者に対し、年2回程度フォローアップ研修を実施

【参考】過去のフォローアップ研修の内容

- ・ 法人後見のケース紹介
- ・ 被後見人に損をさせない社会保障制度
- ・ 障害福祉サービスに関する基礎知識
- ・ 他市における市民後見人の活動について
- ・ 意思決定支援について
- ・ 生活保護について…等

○中核機関としての取組み④【地域連携ネットワークの強化】



後見人等情報交換会

- ・年2回実施（R4～）
- ・権利擁護に携わる関係者の「お互いの顔が見える関係づくり」「成年後見制度をはじめとした権利擁護に関する情報交換」を目的に開催
- ・参加者は市、後見人等、専門職、福祉関係者、市民後見人候補者、法人後見実施団体等
- ・各回40名～50名程度参加
- ・講義+グループワーク

【参考】講義内容・グループワークのテーマ

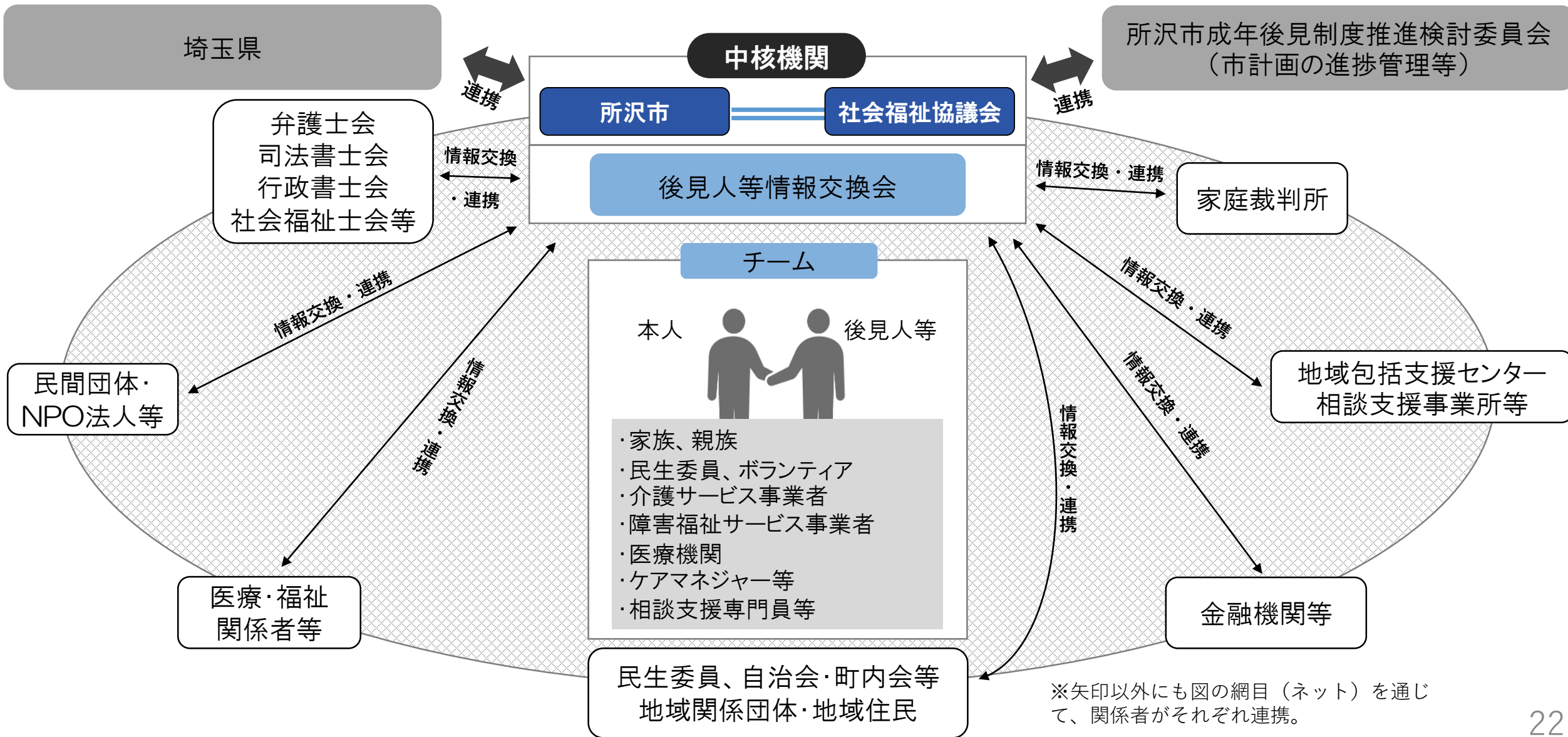
(講義内容)

- ・市長申立て
- ・各専門職の得意分野
- ・民事信託

(グループワークテーマ)

- ・後見業務に関するトラブルやその対処法について
- ・成年後見制度に関わる上での留意点について
- ・申立て費用や報酬等の金銭面について
- ・後見人等にできること、できないこと…等

○地域連携ネットワークイメージ



ご清聴ありがとうございました

